

全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助実施要領
(令和3年度第1次補正予算)

令和4年4月28日
スポーツ庁次長決定

1. 目的

本補助事業は、全国各地から選手又は観客が集まり、国内におけるスポーツの最高レベルのスポーツリーグ又は大会（以下「全国規模のスポーツイベント等」という。）の主催者による試合開催時における感染症対策の徹底、試合運営の改善による感染症対策強化、コロナ禍におけるスポーツ観戦機会の提供拡大、政府の要請等を受けた試合の中止等に伴い発生したキャンセル費用等支援に要する経費の一部を国が補助し、withコロナ、ポストコロナにおける全国規模のスポーツイベント等を支援する。

2. 補助対象事業

本補助事業の補助対象は、以下の（１）～（４）の事業である。

（１）試合開催時における感染症対策の徹底事業

消毒液や検温に必要な機器等の購入や人員の確保、観客等への感染防止対策の周知・協力依頼を目的とした動画・ポスター・チラシの作成等、試合開催時における感染症対策の徹底についての取組。

（２）試合運営の改善による感染症対策強化事業

様々な技術を活用して、コンコースやトイレでの人や空気の滞留把握、入退場時の人流解析等を行い、それにより得られた知見や必要な機器等を今後の感染症対策に活かす取組。また、これらの取組を観客に呼びかけるための取組（動画・ポスター・チラシの作成等）。

（３）コロナ禍におけるスポーツ観戦機会の提供拡大事業

リモート観戦時等における臨場感のある放送・配信用コンテンツの提供（観客と選手の交流や応援機能の付与）、スポーツ体験機会の提供など、コロナ禍においても従来と同等以上にスポーツを楽しむためのデジタル技術等を用いた取組。

（４）政府の要請等を受けた試合の中止等に伴い発生したキャンセル費用等支援事業

対象となる全国規模のスポーツイベント等のうち、政府からのイベント開催制限や水際措置の強化を受けて当該イベント等を中止等した場合に発生するキャンセル費用等を支援する取組。

3. 補助対象事業者

全国規模のスポーツイベント等の主催者であって以下に該当する者

(1) 「2. (1)～(3)」の事業について

- ア. 法人格を有すること（財団、社団、株式会社、NPO等）。
- イ. 過去に全国規模のスポーツイベント等を開催した経験を有していること。

(2) 「2. (4)」の事業について

- ア. 法人格を有すること（財団、社団、株式会社、NPO等）。
- イ. 以下①又は②を受けて中止等を決定した全国規模のスポーツイベント等の主催者であること。

①「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））又は令和3年1月7日以降に発出された同方針において、次の地域・期間に指定されたことを受けて、中止等を決定したもの。

- (i) 緊急事態宣言措置区域・期間
- (ii) 緊急事態措置区域から除外された都道府県（経過措置）・経過措置期間
- (iii) まん延防止等重点措置区域とされた都道府県・まん延防止等重点措置期間

②「オミクロン株に対する水際措置の強化について」（令和3年11月29日、内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省）を受けて、令和3年11月30日以降に中止等を決定したもの。

4. 補助対象経費

「2. (1)～(4)」の事業について

諸謝金、旅費、借損料、備品費、消耗品費、通信運搬費、賃金、会議費、雑役務費、委託費

5. 補助金の額・申請上限額

(1) 補助金の額

- ア. 「2. (1)～(3)」: 補助対象経費の1/2以内
- イ. 「2. (4)」: 定額

(2) 補助金の申請上限額

- ア. 「2. (1)、(2)、(3)」
1,000万円（補助対象経費2,000万円）×「“出場チーム数”と“試合会場数”のいずれか少ない方」
※ただし個人競技の場合、“出場チーム数”を“出場者数”と読み替える。

イ.「2.(4)」

①【政府又は自治体からの要請・措置により中止等を行ったもの】

2,500万円×「中止等を行った試合数」

②【上記「①」以外で、緊急事態宣言等の対象地域内、期間内に開催予定であって中止等を行ったもの】

1,000万円×「中止等を行った試合数」

※補助金の額は申請件数や審査結果に伴い予算の範囲内で決定する。

(3) 補助金の申請下限額

100万円

※「2.(1)～(4)」を複数申請する場合、その合計額に対して、下限額(100万円)を適用する。